

各種労働関係法の改正と強化される行政指導等への対応

第2段

改正職業安定法、 改正個人情報保護法

第2回 労働トラブル防止総合講座

主催：愛知県下各労働基準協会

平成29年5月に改正個人情報保護法が全面施行され、差別や偏見につながる恐れがある人種・信条・病歴などが含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として、本人の同意なく集めたり外部に提供することが禁止されました。

また、本年1月から改正職業安定法が施行され、ハローワーク、ホームページ等を活用し労働者の募集を行う際に明示する労働条件に、試用期間の有無、固定残業制の採用等が追加されました。

企業は、労働者の募集、採用後も労働条件を明示し、説明することは当然の義務ですが、一方、勤務時間、業務遂行に直結する労働者の情報は、収集の必要があり、疎かにすると情報がなく採用後に求められる業務ができないなど等の労使紛争となる事例もあります。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、両改正法の内容と適法に収集できる労働者の情報とその保管、破棄方法を学ぶ「労働トラブル防止総合講座」を開催しますので、ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

労働トラブルに発展する可能性も…



仕事の上で
私共が何か
配慮しないと
いけないことは
あります



改正個人情報保護法

- ・5,000人分以下の個人情報を取り扱う小規模な事業者も適用。
- ・個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に、利用目的を明示が必要。
- ・個人情報を、他企業などに第三者提供する場合、あらかじめ本人から同意を得る必要がある。
- ・「人種」「信条」「病歴」などの「要配慮個人情報」は、オプトアウト(本人の同意を得ないで提供できる特例)では提供できないなど



改正職業安定法

- <改正の概要>労働者の募集・求人等における現行の労働条件明示義務について、省令及び指針の改正が行われました。
- <追加した項目(省令)>試用期間の有無及び内容、募集主、求人者の氏名又は名称、派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨。
- <明確化された内容(指針)>労働時間に関し、裁量労働制が適用される場合はその旨を明示すべきこと。賃金に関し、固定残業代についての事項が含まれること

●日時 平成30年8月30日(木)

午後1時30分～午後4時30分

●会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

名古屋市中村区名駅4丁目 4-38

改正職業安定法、改正個人情報保護法
適法に収集できる募集、採用、労務管理における
労働者の情報と保管、破棄方法

成田・長谷川法律事務所
弁護士

愛知労働局紛争調整委員
長谷川ふき子氏



●対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）

●費 用 会 員 1回 6,200円（資料代・税を含む） 非会員 1回 8,200円（資料代・税を含む）

3回目以降の内容（開催時刻はいずれも午後1時30分～午後4時30分）

月 日	内 容	講 師
第3回 平成30年 10月19日（金）	長時間労働是正等を目的に強化された 行政の監督指導と司法処分の仕組み	宮澤俊夫法律事務所 所長 愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事 弁護士 宮澤 俊夫氏
第4回 平成30年 12月7日（金）	働き方改革関連法案等で求められる 同一労働同一賃金	森法律事務所 所長 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員 弁護士 森 美穂氏
第5回 平成31年 2月28日（木）	罰則付き時間外労働の上限規制、 改正労働基準法	庄司法律事務所 所長 元愛知労働局紛争調整委員 弁護士 庄司 俊哉氏

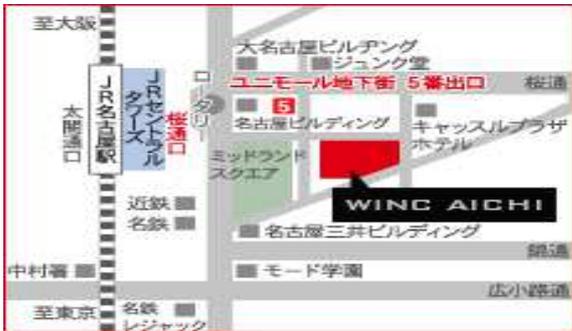
申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関)
一般社団法人 名北労働基準協会 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
一般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

会場略図



電車をご利用の場合

- (JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
- ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
- ※名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを經由 徒歩8分

お車をご利用の場合

- 名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分
- 有料駐車場・収容台数 123台・近隣有料駐車場多数あり

労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

労働基準協会		TEL	(平成) 年 月 日
事業場名		FAX	() -
事業内容		労働者数	人
所在地	〒		
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 8月30日 <input type="checkbox"/> 10月19日
	男・女		<input type="checkbox"/> 12月7日 <input type="checkbox"/> 2月28日
	(フリガナ)		<input type="checkbox"/> 8月30日 <input type="checkbox"/> 10月19日
	男・女		<input type="checkbox"/> 12月7日 <input type="checkbox"/> 2月28日
会費支払時期	月 日銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名 様)

会員番号※ ※会員番号 名北労働基準協会のみご記入ください。(郵送時封筒に記載されている番号です) ※出席申込書でご提供いただいた個人情報、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。